資料6

水濁基準値案と水濁 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1. 水濁基準値案及び水濁 PEC の関係

(単位:mg/L)

農薬名	基準値	水田		非水田	
	(案)	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}
デスメディファム	0.085	1	-	0.0000098	1
トリシクラゾール	0.1	0.027	0.011	-	-
トリフルメゾピリム	0.085	0.0010	-	-	-
マラチオン(マラソン)	0.77	0.039	-	0.00032	-
メピコートクロリド	0.79	-	-	0.000031	-

網掛け:水濁基準値案の10分の1以上のPEC

:事務局算出値

トリシクラゾールは 育苗箱及び 水田での使用が PEC 算出の対象であるが、 育苗箱の適用を有する製剤の水質汚濁性試験成績は、PEC Tier2 の算出に用いる処理後 14 日目までに減衰せず、計算上半減期が負の値になり適切な PEC Tier2 の計算結果が得られなかった。このため、の PEC Tier1 及び の PEC Tier2 の和を、トリシクラゾールの PEC Tier2 として記載した。

2.基準値設定後の対応

水濁 PEC が水濁基準値案の 10 分の 1 を下回ることが確認できなかったトリシクラゾールについては、農薬残留対策総合調査等において、出荷量、普及率等を踏まえつつ水質モニタリング調査を検討することとする。